

## 児童養護施設等入所児童就職・進学等支度支援金助成要綱

### (目的)

第1条 児童養護施設等の入所基準は原則18歳までであり、18歳に達すると施設等を退所し、就職・進学等により自立することになる。また、児童養護施設等に入所若しくは里親等に委託されている児童（以下、「児童養護施設等入所児童」という。）は、保護者がいない、経済的困窮家庭、虐待などで家族からの援助が得られない場合が多い。

児童入所施設措置費において、就職や進学に係る経費が支援されているものの、運転免許取得費、住居の敷金までは賄えておらず、児童本人のアルバイトや施設独自の貸付制度の利用等により対応しているが、児童や施設の負担が大きい状況である。

そこで、少子化が進む中、次代を担う若者の自立支援を図るため、就職・進学等支度金を助成することとする。

### (助成事業)

第2条 児童養護施設等入所児童が、退所又は委託解除となり、就職・進学等する際に、就職・進学等支援金を助成する。

助成先は、児童が入所する児童養護施設等または里親が所属する地区里親会とする。

### (助成対象)

第3条 助成対象児童は、児童養護施設等入所児童で、退所又は委託解除後に就職・進学等する場合で、下記の要件に該当することについて、児童相談所の推薦がある児童とする。

○保護者がいない。（死亡あるいは行方不明等である。）

○保護者がいる場合であっても、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職・進学等するために必要な経済的援助が見込まれない。

### (助成額)

第4条 助成額は、1人15万円を限度とする。

### (助成申請)

第5条 助成を申請するものは助成申請書（様式1）を別に定める期日までに会長に提出する。

### (助成事業の変更)

第6条 前条の助成申請に変更が生じた場合は、助成変更申請書（様式2）を会長に提出する。

### (交付申請)

第7条 助成の決定を受けたものが助成金を受けるときは、助成金交付申請書（様式3）を会長に提出する。

### (助成取消)

第8条 本要綱に違反したときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還させることができる。

### (事業実績報告)

第9条 助成の決定を受けたものは、事業完了後直ちに事業実績報告書（様式4）を会長に提出しなければならない。

### (会計帳簿等の整備)

第10条 助成を受けたものは、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度の助成対象児童から適用する。